手当・年金

■手当

　身体障害の方、知的障害の方、精神障害の方、難病の方を対象とした手当には次のようなものがあります。これらの手当には障害の程度や年齢、所得制限、ほかの手当との併給制限などの支給要件が定められています。詳しくは各担当係にお問い合わせください。

❗手当の詳細は、区ホームページをご覧ください。(各手当の二次元コードを読み取ると、ホームページに移ることができます。)

◆自立援助係（電話：５６６２－００６２／ＦＡＸ：３６５６－５８７４）

手当の種類	要　件	支給額(月額)	支給の制限
心身障害者福祉手当(区制度)	20歳以上で ①身体障害者手帳1級・2級の方 ②愛の手帳1度～3度の方 ③脳性まひ・進行性筋萎縮症の方	15,000 円	・施設に入所している方 ・本人所得が一定額以上ある方(20歳未満は扶養義務者) ・児童育成手当(障害手当)を保護者が受給している方 ・65歳以降に手帳を取得された方
	愛の手帳4度の方	15,000円	
	国指定難病医療券所持者	12,000円	
	身体障害者手帳3級・4級の方	5,000円	
重度心身障害者手当(都制度)	①重度の知的障害者で、介護者が常に目を離せず、特別な配慮を必要とする程度の著しい精神症状のある方 ②重度の知的障害と重度の身体障害を重複している方 ③重度の肢体不自由で、両上肢・両下肢の機能が失われ、座っていることが困難な程度以上の身体障害のある方	60,000 円	・施設に入所している方 ・病院に継続して3か月を超えて入院している方 ・本人所得が一定額以上ある方(20歳未満は扶養義務者) ・65歳以上の方で、この手当の受給歴のない方 **❗この手当は、手帳の有無にかかわらず、東京都の判定が必要です。**
特別障害者手当(国制度)	20歳以上で 精神または身体に重度の障害を有するため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の方	29,590 円 (改定あり)	・施設に入所している方 ・病院に継続して3か月を超えて入院している方 ・本人または配偶者・扶養義務者(同住所にお住まいの親族など)の所得が一定額以上ある方 **❗この手当は、手帳の有無にかかわらず、所定の診断書をもとに医師が審査して支給が決定されます。**

手当の種類	要　件	支給額(月額)	支給の制限
障害児福祉手当 (国制度)	２０歳未満で 精神または身体に重度の障害を有するため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある方	16,100円 (改定あり)	・施設に入所している方 ・障害を理由とする公的年金を受けている方 ・本人または配偶者・扶養義務者（同住所にお住まいの親族など）の所得が一定額以上ある方 **! この手当は、所定の診断書をもとに医師が審査して支給が決定されます。**
特別児童扶養手当(国制度)	２０歳未満で ①身体障害者手帳１級～３級程度・下肢４級（一部）の方 ②愛の手帳1度～3度程度の方 ③上記と同程度の疾病および精神障害の方	【特児1級】 56,800円 (改定あり) 【特児２級】 37,830円 (改定あり)	・児童が父母などに監護されていない方（施設入所など） ・父、母、児童が日本国内に住所を有しない方 ・支給対象者および扶養義務者の所得が一定額以上ある方
児童育成手当 (障害手当・区制度)	２０歳未満で ①身体障害者手帳1級・2級の方 ②愛の手帳1度～3度の方 ③脳性まひ・進行性筋萎縮症の方 ④特別児童扶養手当の受給が決定している方のうち一部	15,500円	・児童が施設に入所している方（母子入所を除く） ・父もしくは母または養育者の所得が一定額以上ある方

◆児童家庭課 援護係（電話：５６６２－１２５９／FAX：５６６２－０８２４）

手当の種類	要　件	支給額(月額)	支給の制限
児童育成手当 (育成手当・区制度)	１８歳に達する日以後の最初の３月３１日までの児童を養育している父または母で ①身体障害者手帳1級～2級程度、その他重度の内部障害がある方 ②精神に重度の障害を有し常時介護を必要とする状態の方	13,500円	・児童が施設に入所している方（母子入所を除く） ・所得が一定額以上ある方
児童扶養手当 (国制度)	１８歳に達する日以後の最初の３月３１日までの児童を養育している父または母で ①国民年金法による障害等級1級程度の方 ②身体障害者手帳1級～2級程度の方 ※児童に障害(心身障害者手帳1級～3級程度もしくは愛の手帳1度～2度程度）がある場合は20歳になるまで	所得により異なります	・児童が父母などに監護されていない方(施設入所など) ・父、母、児童が日本国内に住所を有しない方 ・支給対象者および扶養義務者の所得が一定額以上ある方 **! この手当は所定の診断書をもとに医師が審査をして支給が決定されます。**

■年金・扶養共済

年金は初診日における年齢や年金の加入状況によって、お問い合わせ先が異なります。
※初診日とは、障害の原因となった傷病について、初めて医師または歯科医師の診療を受けた日です。年金額は障害の程度により異なります。詳細は窓口へお問い合わせください。

！ 障害基礎年金・障害厚生年金と障害者手帳では、等級の基準が異なります。

種　類	要件など	問い合わせ先
障害基礎年金 （国民年金）	障害の原因となった傷病の初診日が ・２０歳前にある方 ・第１号被保険者期間にある方 ・国内居住の６０歳以上６５歳未満の方	◆医療保険年金課国民年金係 電話 ５６６２－０５７４ FAX ３６５２－９８５６ ！来所相談は予約が必要です。
	初診日が第３号被保険者期間にある方	◆江戸川年金事務所 電話 ３６５２－５１０６ FAX ３６５６－１４４９ 〒132−8502 中央3−4−24 ＜予約専用電話＞ 0570−05−4890 ！来所相談は予約が必要です。
障害厚生年金・ 障害手当金 （厚生年金）	障害の原因となった傷病の初診日が厚生年金の被保険者期間である方	
特別障害給付金	下記すべての条件に該当する方 ・国民年金に任意加入していなかったため、障害基礎年金などを受けられなかった方 ・障害の原因となった傷病の初診日が国民年金に任意加入していなかった下記の①または②の期間の方 ①平成３年３月以前に国民年金の任意加入対象だった学生（夜間部、定時制、通信制などを除く） ②昭和 61 年３月以前に国民年金の任意加入対象だった厚生年金、共済年金などの加入者の配偶者 ・現在、障害基礎年金１級または２級相当の障害に該当している方 ・65歳未満の方（申請手続きを65歳の誕生日の前々日までにできる方）	◆医療保険年金課国民年金係 電話 ５６６２－０５７４ FAX ３６５２－９８５６ ！来所相談は予約が必要です。

種　類	要件など	問い合わせ先
障害年金生活者支援給付金	下記すべての条件に該当する方 ・障害基礎年金の受給者である方 ・前年の所得額が基準以下（年度ごとに変動あり）である方	◆日本年金機構 〈給付金専用ダイヤル〉 電話 0570－05－4092
心身障害者扶養共済	下記に該当する障害者の保護者（現に障害のある方を扶養している方）で、加入年度の初日（４月１日）に65歳未満であり、保険契約の対象となる健康状態にある方。 ・身体障害者手帳　1級～3級 ・愛の手帳　1度～4度 ・精神または身体の永続的な障害で、上記の手帳所持者と同程度と認められる方 （例：脳性まひ、自閉症、血友病など） 加入者が死亡または重度障害と認められたときに、障害のある方に対して生涯に渡って、加入1口あたり毎月20,000円が支給されます。	◆自立援助係 電話 5662－0062 FAX 3656－5874 ！保険会社による書類審査などがあります。